



令和4年8月23日
自動車技術安全部

自動車特定整備事業者の行政処分について

北陸信越運輸局長は、自動車特定整備事業者において道路運送車両法違反が確認されたため、同法第93条の規定に基づき、当該事業者に対し、下記のとおり行政処分を行うとともに事業の改善を指示したので、お知らせします。

記

- 1 処分年月日 令和4年8月23日
- 2 事業者名（住所） 有限会社デュナミス・レーシング（長野県長野市）
- 3 処分対象事業場名（所在地） 有限会社デュナミス・レーシング（長野県長野市）
- 4 行政処分の内容 自動車特定整備事業の事業停止 20日間（注1）
（令和4年8月23日から令和4年9月11日まで）
（注1）当該事業場は20日間にわたる自動車特定整備事業の事業停止となり、この期間、特定整備に係る作業ができなくなります。特定整備については別紙をご確認ください。
- 5 違反条項 ① 道路運送車両法第91条の3
（道路運送車両法施行規則第62条の2の2第1項第8号）
② 道路運送車両法第100条第2項
- 6 違反事実の概要 ①当該事業場に選任された整備主任者に対して事業者は令和3年度の整備主任者研修を受講させなかった。
②当該事業者は長野運輸支局における立入検査（監査）を正当な理由なく忌避した。

【問い合わせ先】

- ・北陸信越運輸局自動車技術安全部 整備・保安課 担当 唐崎、松永
TEL 025-285-9155（直通）
- ・北陸信越運輸局 長野運輸支局 検査整備保安部門 担当 倉澤、小山
TEL 026-243-5525（午後5時15分まで）
※午後5時15分以降の電話番号は「026-243-4603」となります。

(参考資料)

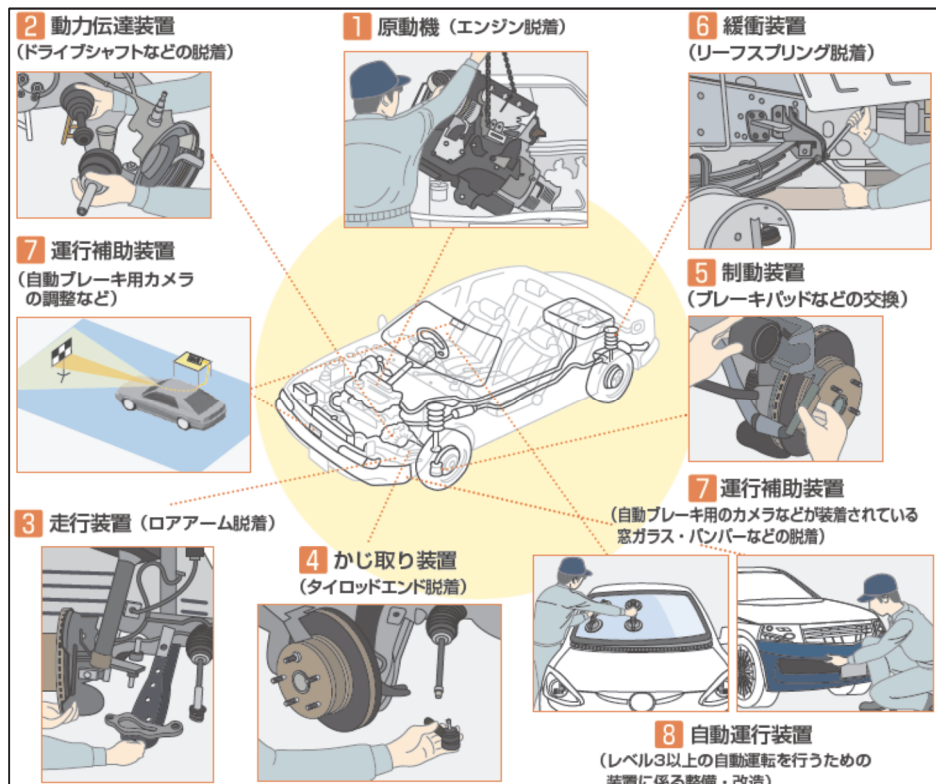
○認証工場(自動車特定整備事業)

一定の規模の作業場と作業機械、分解整備及び電子制御装置点検整備に従事する従業員を有する工場に対し、申請により、地方運輸局長が自動車特定整備事業の認証をしています。

(※)「分解整備」とは、原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、連結装置を取り外して行う自動車の整備又は改造をいいます。

(※)「電子制御装置整備」とは次の整備等をいい、令和2年4月1日から制度が開始されました。

- ①運行補助装置の取り外し、取付位置のもしくは取付角度の変更又は機能の調整を行う自動車の整備又は改造(かじ取り装置又は制動装置の作動に影響を及ぼすものに限る。)
- ②自動運行装置を取り外して行う自動車の整備又は改造その他の当該自動運行装置の作動に影響を及ぼすおそれがある自動車の整備又は改造



自動車特定整備に該当する作業